

## 自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

沖縄県公営企業管理者 企業局長 棚原 憲実（以下、「甲」という。）と  
（以下、「乙」という。）は甲を管理権限者とする施設の自家用電気工作物保安管理業務に関し、次の通り業務委託契約書を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は下記建設物の電気設備について、法令並びに電気工作物保安規程で定められた機能の維持と電気設備保安管理業務を円滑及び適切に行い、電気設備を正規の状態に維持する事を目的として、電気設備保安管理業務を乙に委託し、乙はこれを誠実に履行する。

施設名：北大東浄水場  
所在地：北大東村字南 63-18  
設備概要：設備容量 310 kVA  
受電電圧 6,600 V  
非常用発電機容量 40 kVA

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（契約内容）

第3条 本契約の業務内容及び範囲は、別紙「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」のとおり定める。

（契約金額）

第4条 本契約に基づき甲が乙に支払う契約金額は次のとおりとする。

ただし、消費税及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。

月額	¥	—	（うち消費税及び地方消費税	¥	—
年額	¥	—	（うち消費税及び地方消費税	¥	—

2 本契約による契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定により免除とする。

（納付の場合は、金額）

3 乙は当該契約金額を、点検終了後当月末日までに甲に請求し、甲はその金額を翌月末日までに乙指定の口座に振り込むこととする。

4 物価変動や法令変更に基づく契約業務内容の変更及びその他契約金額の変更が必要とされる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、契約金額を改定することができる。

(再委託等権利譲渡の制限)

第5条 乙は、本契約に基づく権利業務の全部または一部を第三者に譲渡、または再委託してはならない。  
ただし、第3条の業務のうち特殊的業務について、甲の承認を得た業務の再委託についてはこの限りではない。

(労働法上の責任)

第6条 乙は、乙の従業員に対する雇用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は、甲の所有または占有に係わる建物施設等が、乙の従業員に対し安全上または衛生上の危険若しくは有害のおそれが発見された時は、甲に対し直ちにその旨を申し出るとともに、甲はその申し出に応じ速やかに措置をとり、または乙が措置することを認めるものとする。

(契約業務の履行)

第7条 乙は本契約の履行にあたり、関係諸法令及び諸規則並びに甲が定める保安規程を遵守し、仕様書に定める範囲及び基準を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

(保安業務担当者及び保安業務従事者の選任及び職務)

第8条 乙は本契約の履行にあたり、電気事業法施行規則第52条の2第2号に適合する保安業務担当者及び保安業務従事者を別紙において選任し、以下の任にあたらしめるものとし、甲の定める保安規定に基づき、保安管理業務を自ら実施する。

- (1) 当該業務の履行に係る業務及び指揮監督
- (2) 当該業務に関する甲との業務連絡及び調整

ただし、次の(1)から(4)までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気保安業務担当者等により確認されているものに関わる保安管理業務については、この限りではない。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備。

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。

ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査をようすることとなる機械。

エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）。

オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）。

(2) 設置場所の特殊性のため、電気保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(3) 事業場以外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物。

(4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物。

2 乙が事業場において点検を行うに際し、甲は点検等を行う者が本契約書に明記された者であることを確認すること。このため、保安業務担当者及び保安業務従事者は、その身分を示す証明書により本人であることを甲に対して明らかにしなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができる。

4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

5 保安業務担当者は、那覇産業保安監督事務所の行う電気事業法第 107 条に規定する立入検査の立ち合いを行うこと。

6 甲または乙は、当該業務を実施するにあたり、保安業務担当者並びに保安業務従事者に対し、当該業務以外の業務を兼務させてはならない。

(保安業務担当者及び保安業務従事者の身分)

第9条 保安業務担当者及び保安業務従事者は乙の正社員であり、第6条第1項に規定する各種法令で担保されるものとする。

(点検頻度及び連絡責任者)

第10条 申請事業場の点検は、平成15年経済産業省告示第249号第3条及び第4条で定められた頻度を遵守すること。

- (1) 月次点検 毎月1回
- (2) 年次点検 毎年1回
- (3) 工事期間中の点検 毎週1回(別途費用とする。)

2 甲の連絡責任者は別紙において定めるものとする。

(計画、報告)

第11条 乙は仕様書に基づき当該業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を履行するものとする。

2 乙は報告書等の書面をもって業務履行状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が電気設備並びに付帯設備等に損傷或いは不良箇所を発見したときは、その旨を甲に速やかに報告しなければならない。

4 設置者が保安管理業務の結果について電気保安管理業務担当者等から報告を受け、その記録(当該業務を実施した電気保安業務担当者等の氏名を含む)を確認及び保存する。

(業務の履行責任)

第12条 乙が行う契約業務に瑕疵があり、または保安業務担当者及び保安業務従事者の注意義務を欠いたために不完全な履行が行われた場合は、甲は乙に対して直ちに完全な履行を請求することができる。ただし、甲の設備に乙が予見できない瑕疵欠陥があったとき、又は甲が提供した付属備品、機器の瑕疵等により乙の責に帰さないときはこの限りではない。

2 保安業務担当者及び保安業務従事者は、緊急時の要請等に対し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

(不良設備の改善業務)

第13条 電気保安業務担当者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不都合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を甲に指示又は助言する。甲はその指示又は助言に対し、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(事故・故障発生時の対応)

第 14 条 事故、故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業者から受けた場合は、電気保安業務担当者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

- 2 事故、故障が発生した場合は、電気保安業務担当者等が、事故、故障の状況に応じて臨時点検を行う。
- 3 事故、故障の原因が判明した場合は、電気保安業務担当者等が同様の事故、故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行う。
- 4 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気保安業務担当者等が甲に対し、事故報告するよう指示を行う。

(絶縁監視装置)

第 15 条 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は 50mA とする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、「漏えい警報」という。）を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏洩警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に以下に掲げる処置を行うこと。

- (1) 電気保安業務担当者、警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- (2) 電気保安業務担当者、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存する。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

第 16 条 申請に係る自家用電気工作物が過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島に設置される場合には、当該申請の審査にあたっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないように配慮することとする。

(経費負担区分)

第 17 条 乙は第 3 条の当該業務の履行に必要とする経費を全て負担する。ただし、第 13 条により別途発注する不良設備改修ならびに取替に伴う費用は甲の負担とする。

(損害賠償の責任)

第 18 条 乙は乙の従業員が本契約に基づく業務執行中、故意または過失によって甲の建物施設等及び第三者に損害を与えた場合は、客観的に承認された損害額証明に基づき、乙が契約する賠償責任保険によって賠償の責に任じる。

- 2 賠償責任限度額は以下とする。
  - (1) 対人賠償 1 事故 5 億円
  - (2) 対物賠償 1 事故 5 億円

- 3 次の原因による損害については、直接、間接を問わず乙は賠償の責に任じない。
- (1) 甲の従業員、下請け人、出入業者、顧客等の故意、または過失に基づく損害。
  - (2) 甲の従業員が甲の業務に従事中に被った身体障害。
  - (3) 甲の従業員が直接もしくは間接に行った不法行為による損害。
  - (4) 建物施設等または物品自体の性質、瑕疵に基づく損害。
  - (5) 戦争、内乱、暴動、類焼、労働争議に起因する損害。
  - (6) 地震、洪水、台風もしくはこれに類した自然現象に起因する損害。
  - (7) 甲と第三者との間に損害賠償について特約がある場合にはその特約によって加重された賠償責任
  - (8) 警報装置、その他の防災装置を甲または甲の従業員もしくは甲の関係者が乙と協議することなく施設変更、撤去、あるいは加工した結果生じた損害。
  - (9) 甲乙両者の確認のもとに保管物が返還された後に発見された保管物の破損に基づく損害。

4 甲もしくは甲の従業員が同条第 1 項の損害を被ったとき及び甲が第三者に対して損害賠償の責を負ったときは、甲はその事実を知った日から 7 日以内に書面を以て乙に通知するものとする。

5 甲が前項の通知を怠ったときは、乙は甲に対する損害賠償の責を免れる。

6 甲の事情により乙の業務履行が不可能になった場合には、甲は乙に対し契約金支払いの義務を負うものとする。

(守秘義務)

第 19 条 甲及び乙は当該契約業務の履行を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第 20 条 甲又は乙がやむを得ない事由により契約期間中に契約を解除しようとする場合は、すみやかに書面をもってその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。

2 甲は、翌年度以降において当該契約に係る収入支出予算について減額又は削除があった場合、当該契約を解除することができる。

(合意管掌裁判所)

第 21 条 この契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇地方裁判所を第一管轄裁判所とするものとする。

(協議事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項または、本契約書の事項について疑義が生じたときは、甲乙双方誠意をもって協議の上処理するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号  
沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚原 憲実 印

乙